

平成 11 年 11 月 11 日

平 成 12 年 度

国の施策及び予算に関する要望

全 国 市 長 会

(再生紙使用)

要 望 目 次

1. 地方分権による都市自治の確立に関する要望
2. 防災・災害・安全対策の充実強化等に関する要望
3. 水の安定供給確保対策の促進等に関する要望
4. 新・全国総合開発計画の推進に関する要望
5. 過疎地域活性化のための新立法措置に関する要望
6. 北方領土の復帰促進に関する要望
7. 周辺事態安全確保法に関する要望
8. 情報化施策の推進等に関する要望
9. 地籍調査事業の推進に関する要望
10. 交通の安全確保に関する要望
11. 郵政事業に係る公金取扱の改善に関する要望
12. 地方公共団体の非常勤職員に係る災害補償制度の改善に関する要望
13. オウム真理教対策に関する要望
14. 都市税源の充実確保に関する要望
15. 地方交付税の充実に関する要望
16. 地方債の充実・改善に関する要望
17. 地方単独事業に対する財政措置に関する要望
18. 国庫補助負担金の改善合理化に関する要望
19. ペイオフ解禁後の公金預金の保護に関する要望
20. 介護保険に関する要望
21. 廃棄物に関する要望
22. 国民健康保険に関する要望
23. 保健福祉施策に関する要望

24. 地域医療保健に関する要望
25. 国民年金に関する要望
26. 生活環境の保全・整備に関する要望
27. 公立学校の施設整備に関する要望
28. 義務教育施策等に関する要望
29. 地方文化の振興に関する要望
30. 同和（地域改善）対策に関する要望
31. 下水道の整備促進に関する要望
32. 道路・街路の整備促進に関する要望
33. 都市公園等の整備促進に関する要望
34. 治水事業等の推進に関する要望
35. 公営住宅に関する要望
36. 農林水産業の振興に関する要望
37. 公共事業用地の確保等に関する要望
38. 運輸・交通対策に関する要望
39. 地域産業の振興等に関する要望

地方分権による都市自治の確立に関する要望

各都市それぞれの住民の声と地域特性を生かした個性豊かな活力ある都市づくりを推進するためには、地方分権による都市自治の確立が不可欠である。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1．住民に身近な事務を中心とする大幅な権限移譲と関与の見直しなどを行うとともに、これに見合った税財源の移譲を行うこと。

また、第 2 次地方分権推進計画に基づき、直轄事業等の基準の明確化、統合補助金の制度化など分権型社会の実現に資する実効ある制度の確立を図ること。

- 2．地方分権推進委員会においては、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に基づく施策の実施状況を適切に監視すること。

- 3．効率的な広域連携を推進するため、実態に即した広域行政圏の振興整備を図るとともに、広域連合等に対する財政措置を拡充すること。

- 4．市町村合併により、国と都市の行政機関の管轄区域に不整合が生じている地域については、住民の一体感を醸成するため、関係行政機関が相互に連携できるよう、管轄区域の整合を図ること。

5 . 中核市制度については、その指定要件の見直しを行うこと。

以上要望する。

防災・災害・安全対策の充実強化等に関する要望

阪神・淡路大震災を教訓として、大規模災害に対する防災対策等の一層の充実強化、徹底した事故再発防止策の確立が強く望まれている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を早急に講ぜられたい。

- 1．地震防災対策特別措置法に基づき、地震に関する調査研究を行うとともに、地震防災緊急事業五箇年計画により実施する事業については十分な財政措置を講ずること。
- 2．阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受けた被災自治体の復興対策に対して、今後とも十分な財政措置を講ずること。
- 3．被害認定に係る基準の明確化等を図るとともに、地震災害などに備えるため、被災者を支援する制度の充実を図ること。
- 4．船舶の油流出事故等に対する被害対策の確立について、外洋対応型回収船等の適所配置など、徹底した油流出事故防止策を講じるとともに、被災自治体に対する財政支援等の措置を講じること。

また、外国船の油流出事故にかかる対外交渉窓口を設置すること。

以上要望する。

水の安定供給確保対策の促進等に関する要望

市民生活、都市活動を支える重要な基盤である水は、近年の需要量の増加への対応等その安定供給確保対策が必要不可欠となっている。

よって、国は、安定的な水の確保のため、各種かん養施策や水資源調査事業等に対する財政上の積極的な措置を講ずるとともに、利水の実態に合った水利権の弾力的な運用を積極的に推進すること。

以上要望する。

新・全国総合開発計画等の推進に関する要望

21 世紀にふさわしい国土づくりを進めていくためには、地域の活性化を図り国土の均衡ある発展を実現することが必要である。

よって国は、新・全国総合開発計画等の推進に関し、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造へ転換させるという長期構想に盛り込まれた諸施策の早期実現の推進を図ること。
- 2．緊急経済対策における生活空間倍増プランの策定に係る事業実施について、必要な財政措置を講ずること。

以上要望する。

過疎地域活性化のための新立法措置に関する要望

過疎地域の活性化については、これまで三度にわたり制定された法律に基づき、総合的かつ計画的な過疎対策事業が実施され、その成果は着実に現れてきている。

しかし、過疎地域では、今後とも解決すべき多くの課題が残されており、活力ある地域づくりのためには、なお一層強力な過疎対策を必要とする状況である。

よって国は、現行の過疎地域活性化特別措置法が、平成 11 年度末をもって法期限を迎えることから、引き続き過疎地域のより一層の活性化を図るための「新過疎法」を制定すること。

また、立法にあたっては、過疎地域指定の要件緩和に配慮すること。

以上要望する。

北方領土の復帰促進に関する要望

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島のいわゆる北方領土の早期復帰は、日本国民すべての悲願である。

よって、国は、北方領土に関する我が国の基本方針に基づき、引き続き、強力な外交交渉を行い、北方領土の復帰促進を図ること。

以上要望する。

周辺事態安全確保法に関する要望

周辺事態安全確保法第 9 条において、地方公共団体への協力を求めることができる規定が設けられており、その内容如何によっては、住民生活・地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼすことが懸念される。

国は地方公共団体に対し、要請できる協力内容を示したところであるが、未だ不明確な状況にある。

よって、国においては、適時・的確な情報提供に一層努めるとともに、地方公共団体の意向を十分に尊重すること。

以上要望する。

情報化施策の推進等に関する要望

近年、我が国においては、住民ニーズの多様化、あるいは情報通信機器の発達により、行政サービスの広域化、自動化、手続きの簡素・効率化が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．戸籍法の改正により可能となった市町村における戸籍事務のコンピュータ化等を促進するため、機器の導入に要する経費について財政支援の充実を図ること。
- 2．住民サービスの向上、行政の簡素効率化に資するための住民基本台帳ネットワークシステムについて、その整備推進を図るため、必要な設備の整備や運営等について所要の財政措置を講ずること。
また、個人情報保護については、万全の措置を講ずること。
- 3．N T T 通話区域の見直しにあたり、社会、経済圏の広域化等を十分に考慮し、都道府県をそれぞれ一つのユニットとした単位料金区域の設定を図るなど、利用者の利便性の向上と料金格差の是正に努めること。
- 4．固定資産税の適正課税については、台帳と不動産登記簿の照合が必要であるが、登記事務の電算化に伴い、帳簿の可視的確認が煩雑化してきており、その対応に苦慮しているため、照合に係る磁気情報の提供について改善を図ること。

以上要望する。

地籍調査事業の推進に関する要望

地籍調査については、国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とし、現在では「第 4 次国土調査事業十箇年計画」に基づき推進されているが、費用算定単価等の問題により大きな財政負担を強いられ、また事務処理が煩雑であり、膨大な時間と人員を要することからも、調査が進まない状況にある。

よって、国は、地籍調査事業の推進のため、必要かつ十分な予算措置を講じ、同事業の補助対象についても実態に即して改善を図ること。

以上要望する。

交通の安全確保に関する要望

現代社会においては、交通の発達によりもたらされた恩恵は計り知れないところであるが、毎年交通事故により多くの人命が失われていることから、交通事故から市民を守る等、交通の安全確保が強く求められている。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1 . モータリゼーションの進展に即応した道路交通環境の整備、交通安全確保するため信号機の適所配置を図るなど、十分な予算措置を講ずること。
- 2 . 第 145 回国会において成立した「道路交通法の一部を改正する法律」により、幼児を乗車させる場合、幼児用補助装置（チャイルドシート）の着用が義務付けられたことから、国民の経済的負担を軽減するため、購入費支援措置を講ずること。

以上要望する。

郵政事業に係る公金取扱の改善に関する要望

郵政事業に係る公金取扱の改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1 . 郵便官署における公金収納取扱いについては、平成 9 年 5 月に制度の改善を図られたところであるが、公金収納手数料及び公金振替処理日数において、今なお民間の金融機関との格差が大きいことから、更なる改善を図ること。
- 2 . 公金収納に係る資金決済については、現在のところ市職員が郵便官署の公金口座に振り込まれた公金を、小切手または現金で指定金融機関の自治体口座に資金運搬しているところであるが、事故防止及び事務の効率化を図るため、郵便官署から指定金融機関の口座へ直接入金が行えるよう、制度の改善を図ること。

以上要望する。

地方公共団体の非常勤職員に係る災害補償制度 の改善に関する要望

地方公共団体の非常勤職員に対しての公務災害補償制度については、現在、非現業事業部門と現業事業部門とに区分し、法律・条例においてそれぞれ適用がなされているが、地方公共団体の組織は各団体により様々なものがあり、明瞭な区分を示すことは非常に困難な点が多く、適用漏れなどその対応に苦慮しているところである。

よって、非現業事業部門の非常勤職員が地方公共団体の定める条例により公務災害補償制度の適用がなされているのと同様に、現業事業部門における非常勤職員についても条例適用となるよう公務災害補償制度の一元化を図ること。

以上要望する。

オウム真理教対策に関する要望

松本サリン事件や地下鉄サリン事件などを引き起こしたオウム真理教は、最近、その活動を一層活発化させている。そのため、全国各地で地域住民との間に様々なトラブルを生じ、住民に大きな不安を与えている。

関係する都市自治体においては、住民が安心して暮すことができるよう、オウム真理教をめぐる問題を 1 日も早く解決し、不安を解消するため努力しているが、自治体のみでこれを根本的に解決することは困難である。

よって、国は、各省庁間の一層の連携の下、オウム真理教の活動実態を的確に把握し、問題発生防止に当たるとともに、オウム真理教の活動規制等を求める法律の早期成立を図るなど、速やかに実効性のある万全の措置を講ずること。

以上要望する。

都市税源の充実確保に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1．分権型社会の進展に伴う都市自治体の役割の高まりを視野に入れつつ、地方の歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するため、所得税から個人住民税への、また、消費税から地方消費税への税源移譲等を含む抜本的な税制改正を進め、都市税源の充実強化を図ること。
- 2．税制改正等により都市に減収が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税源措置等により補てんすること。
- 3．固定資産税については、都市の基幹的税目であることから、平成 12 年度評価替えに当たっても、適切な措置を講じつつ、厳しい都市財政の状況を踏まえその安定的確保を図ること。
- 4．法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、市町村の配分割合を充実すること。なお、法人事業税への外形標準課税制度の導入に当たっては、導入する外形基準の内容に応じ、法人住民税等関連する税制の取扱いについても検討すること。
- 5．ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在都市にとって貴重な財源であることから、関連する財政需要を考慮して同税の充実強化を図ること。

6．軽自動車税の対象となる車両の税率区分の見直しを図るとともに、自動車税との負担均衡を考慮しつつ、税率の引上げを図るなど税収を確保すること。

なお、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税方法、課税対象等課税のあり方について早急に実態に見合った見直しを行うこと。

7．地方道路譲与税、自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど市町村道路財源の充実確保を図ること。

8．特別地方消費税については、平成 11 年度末で廃止されることになっているので、廃止に伴う代替措置を講ずること。

9．税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例については、引き続き見直しを図ること。

10．相当期間にわたって税率が据え置かれている定額課税については、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、その税率を引き上げること。特に、個人住民税及び法人住民税均等割の税率を引き上げること。

以上要望する。

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な地方一般財源である。また、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、都市自治体においては、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めているところであるが、都市の安定的な財政運営が図られるよう、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1．都市の財政運営に支障がないよう、地方交付税率の引上げ等により地方交付税総額を安定的に確保すること。
- 2．基準財政需要額の算定に当たっては、都市的財政需要の実態に即し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等を図ること。
- 3．地方債の元利償還金に対する交付税算入率の引上げ及び対象事業の拡大を図ること。
- 4．国の一般会計を経由せずに、交付税特別会計への直接繰入れを図ること。

以上要望する。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保すること。
- 2．地方債における政府系資金の重要性に鑑み、その充実確保を図ること。
- 3．既往の借入りに係る政府系資金の繰上償還等の弾力的措置を講ずることにより、急激に増加する公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。
- 4．起債対象事業、充当率及び起債許可要件等制度の充実を図ること。また、貸付利率の引下げ、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。
- 5．地方分権推進計画を踏まえ、起債許可手続きの一層の簡素合理化を図ること。なお、公共施設の合築、複合化に係る事務手続の簡素化を図ること。

以上要望する。

地方単独事業に対する財政措置に関する要望

都市が、個性豊かで安心できる地域社会づくりに向け、災害に強い安全なまちづくり、自主的・主体的な活力ある地域づくりを進めることができるよう、地域経済の活性化及び内需の拡大に果たす役割の重要性等を十分考慮し、地方単独事業に係る地方交付税及び地方債の所要額の確保を図ること。

以上要望する。

国庫補助負担金の改善合理化に関する要望

地方分権の推進に当たっては、都市自治体の自主性・自立性を高める観点から国庫補助負担金の改善合理化を図ることとし、国は、次の事項について適切な措置を講ぜられたい。

1．地方分権推進計画を踏まえ、国と地方の役割分担に即した国庫補助負担金の整理合理化を図ることとし、経費負担のあり方を見直し、地方公共団体の事務として同化・定着しているもの等の国庫補助金の一般財源化等、整理合理化を積極的に推進すること。

なお、この場合、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にするとともに、単なる地方への負担転嫁とならないよう、不交付団体も含め、十分な財源の確保を図ること。

2．国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象範囲、基準数量等については、社会経済情勢の推移等に即して実態に見合った見直し等を行い、地方超過負担の完全解消を図ること。

3．交付税不交付団体に対する国庫補助負担金の調整措置を安易に拡大しないこと。

4．第 2 次地方分権推進計画に基づき、統合補助金の制度化等を図るなど、地方分権型社会の実現に資する実効ある制度を確立すること。

5．社会経済情勢の変化により、補助対象資産の有効活用・転用の実施を図るため、制度の弾力的運用を行うこと。

以上要望する。

ペイオフ解禁後の公金預金の保護に関する要望

平成 13 年 4 月からペイオフ解禁が予定どおり行われると、地方公共団体の公金預金は特段の保護措置がない状態となる。

都市自治体の公金預金は、住民生活の安定向上など都市自治体の行政執行のために多数の住民から預かっている共有財産ともいえるものである。また、ほとんどの都市自治体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用、中小企業等への制度融資にかかる預託等、都市自治体としての使命遂行の一環として預入先を選択することが必要である。

仮に預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、財政基盤が脆弱な地方公共団体にとっては直ちに財政破綻につながる等、地方公共団体として行政執行に支障を生じ、住民生活に大きな影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失として住民にとっての大きな損失となる。

ついでには、国は、金融機関の健全性の確保等金融環境の整備を進めるとともに、都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、ペイオフ解禁後の公金預金の保護について必要な措置を講ぜられたい。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の導入にあたり、国は、積極的な支援措置を行い、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

1. 「介護保険の円滑な実施のための特別対策」について

- (1) 制度を運用する現場で多大な混乱をきたしているので、これ以上の混乱をひきおこさないように十分配慮しつつ、家族介護支援や2号保険料対策など今回の「特別対策」により導入することとしている施策の具体的な内容を早急に明示すること。
- (2) 保険料の半年間凍結及びその後1年間の減額の実施方法については、国の責任において統一的な方針を明示するとともに、精算制度の導入等により、その財源は明確な形で全額国庫負担とすること。
- (3) 市町村が条例により保険料の軽減措置を定める必要があると考えられるが、このような措置が法律に抵触することとならないよう必要な措置をとること。
- (4) 市町村独自の上乗せ事業や特別給付の経費は、制度上1号保険料の基礎に含めることが予定されているが、凍結・減額に伴い、この取り扱いをどうするか明確にすること。
- (5) 今回の方針により、市町村における事務的負担が増大するので、ソフトウェアに要する経費や人件費等について万全の措置を講じ

ること。

(6) 国保保険者に対する支援については、国保財政が非常に厳しい状況に置かれている中で、介護保険料が国保保険料に上乘せされるため、益々厳しい状況になることが考えられるので、的確かつ十分な措置を講じること。

(7) 「特別対策」において実施される具体的内容については、国の責任において広報を行うこと。

2 . 財政運営について

(1) 今回の保険料凍結対策を含めて、介護保険の給付総額について的確な見積りを行うこと。国の予算に不足が生ずると見込まれる時は、すみやかに補正し、精算すること。

また、財政措置を講ずるにあたっては、個々の都市自治体の実態に即した適切な措置を実施するほか、特に地方交付税不交付団体に対しても十分的確な措置を行うこと。

(2) 国庫負担のうち調整交付金 (5 %) は、別枠とすること。

また、財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

(3) 介護保険制度の円滑な運営のためには、資金繰りに支障を生ずることのないよう必要な措置を行うこと。

3 . 介護サービス基盤の整備について

市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供で

きるよう、人材の確保・養成及び自立と判定された特別養護老人ホーム等からの退所者の受入れ体制の整備を含めて介護関係基盤整備の推進を図るとともに、必要な財政措置を行うこと。

4．保険給付について

- (1) 介護報酬の設定にあたっては、地域特性に配慮しつつ、民間事業者の参入を促進するため適切なものにするとともに、介護報酬の単価等の具体的内容について早急に明らかにすること。
- (2) 2号該当者が障害者施策介護を受けている場合や、障害者が65歳に達したときのサービス給付のあり方について検討すること。

5．要介護認定について

- (1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう、認定審査会委員及び介護支援専門員等の育成対策を積極的に推進すること。
- (2) 介護認定審査会における審査が実態に即しながら公平かつ的確に、しかもスムーズに行われるよう、要介護状態区分の変更事例集を整備するなどできる限り配慮すること。
- (3) 相当の件数が見込まれる苦情等に的確に対処できるよう、適切な処理体制を確立するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (4) 要介護認定に関する1次判定ソフトについては、高齢者介護サービス体制整備モデル事業での指摘事項等を十分に踏まえ、被保険者が理解しやすく、信頼されるものにすること。

また、ケアマネジメントを適切に行うため、個人情報保護に

も十分に配慮しつつ、要介護高齢者の認定情報等を、介護支援専門員等が適切に管理することができる仕組みを検討すること。

(5) 訪問調査表、かかりつけ医意見書等の要介護認定関連資料に対する開示請求が行われた場合の対応については、要介護認定が全国一律の基準で行われ、また、要介護認定に対する信頼確保は全国的な問題であることを踏まえ、国においてモデル的な対処方法を示すこと。

6．低所得者対策について

低所得者に対する利用者負担の軽減措置、現行福祉制度によるサービス受給者に対する継続的な措置などによる財政負担については、その実情に応じ、国として必要な支援措置を行うこと。

7．国保財政への支援について

国民健康保険については、医療費の増高が続くなかで、最近、失業者の増加に伴い加入者が増加し、その運営が一段と困難になっている。そのような状況のもとで介護保険制度が施行されるが、2号保険料の負担追加によって収納率がさらに低下し、これによって国保の運営が一層困難になることが強く懸念されている。このような2号保険料の負担に伴う国保運営上の問題についても十分な財政支援措置を講ずること。

8．事務処理体制について

介護保険制度の準備・実施に伴って必要となる人件費、事務費、

電算処理システム等について、必要な財政措置を行うこと。

9. その他

- (1) 介護保険制度を運営していくうえで、早期に確定する必要がある事項が多数あるので、それらについては、必要に応じて、市町村と協議しながら速やかに決定し、地方公共団体に対し明示すること。
- (2) 介護保険制度については、介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料負担額、一部負担等について、これまで以上に積極的な広報を行うこと。
- (3) 個々の保険料の決定にあたって必要となる税関係情報等が得られるよう、関係法令について必要な整備を行うこと。
- (4) 非営利で資金を持たない社会福祉法人等については、12年2月から始まる居宅サービス計画の作成経費や12年4月に提供するサービスの介護報酬支払い時期までのつなぎ資金が必要となるため、資金貸付制度等を創設すること。
- (5) 要介護認定により自立と判定された者等に対し、従来実施していたサービスを継続して実施することが適当と認められる場合には、介護予防、生活支援、いきがい対策等の観点から、所要の財政支援措置を行うこと。
- (6) 在宅介護支援センターについては、本来の老人福祉法に基づく業務に支障を来さないよう、財政支援措置を行うこと。

また、養護老人ホームの在り方について所要の検討を行うこと。

- (7) 介護療養型医療施設となる療養型病床群の指定にあたっては、
地域によって過剰整備とならないよう適正な指定を行うとともに、
過剰となった地方自治体については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

廃棄物に関する要望

都市自治体においては、廃棄物に係る諸問題について、それぞれの地域の状況に応じながら必要な対策を十分に講じていかなければならないが、特に、ダイオキシン問題については、実態に即した総合的な対策を早期に確立し、実施することが急務となっている。また、発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的に捉え、物質循環を目指した資源循環型社会を構築し、行政、事業者、住民の役割分担を明確にすることが求められているが、その実現に向けたダイオキシン対策及び総合的な廃棄物政策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1. ダイオキシン対策等廃棄物処理について

(1) ダイオキシン発生抑制のため、ダイオキシン類の発生メカニズムの解明、小規模な施設を含めた廃棄物焼却施設での発生防止技術の確立、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発、環境負荷が少ない製品の開発・製造等、ダイオキシン対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。

(2) 廃棄物処理諸施設の整備を促進するため、所要予算額を確保すること。

また、補助対象施設の範囲を拡大するとともに、施設・設備改良に対する補助率を引き上げるとともに、周辺地域対策等の施

設整備、ごみの固形燃料化施設（RDF化施設）、焼却灰溶融化施設の整備、施設周辺の土壌対策等について、国の財政措置を大幅に拡充すること。

(3) ダイオキシン類に関する環境対策のために必要となる環境影響等の実態調査、測定体制の整備などについても財政措置を大幅に拡充すること。

(4) 焼却によりダイオキシン類の発生の恐れがあると指摘されている塩素系プラスチック類の製造・使用を抑制するとともに、素材表示の義務化を図ること。

(5) 水質及び土壌に含まれるダイオキシン類の環境基準を設定するとともに、最終処分場の立地場所に係る安全基準を設定すること。

(6) ダイオキシン対策に係る農作物の安全基準を設定するとともに、経済的不利益が生じた場合に対する救済措置を図ること。

(7) 民間の資金・ノウハウを活用したPFI手法による廃棄物処理施設の整備を促進すること。

(8) 野焼きの自粛に伴い処理が困難になっている1・2級河川の雑草について、堆肥化など焼却によらない施策の促進を図ること。

(9) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関する広報の徹底、国民の理解を得るような環境整備を図るとともに、国民が安心できる廃棄物処理基準の明確化を図ること。

2. 総合的な廃棄物政策等について

- (1) 廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的に捉え、総合的な法律の整備を行うこと。
- (2) 古紙等の再商品化と再生製品の利用を促進するため、再生資源物の安定流通対策を推進し、使用比率の向上、市場価格の安定化を図ること。
- (3) 焼却残灰及びプラスチックごみの溶融固化・資源化に係る技術開発の推進を図ること。

3 . 容器包装リサイクル法・家電リサイクル法について

- (1) 国、事業者において、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化費用等を適正に負担する措置を図り、市町村の負担を軽減すること。
また、事業者に対する自主回収の促進を図ること。
- (2) 素材表示の義務化、リサイクルしやすい製品の開発・製造、容器包装使用量の削減、材質の統一、製品のリターナブル化、デポジット制の導入、環境負荷が少ない材料の使用等を図ること。
- (3) 再商品化の技術開発に取り組むとともに、発生抑制を図り、再生資源物の使用比率の向上及び安定的な流通対策を推進すること。
- (4) 容器包装リサイクル法の対応のための処理施設を整備するとともに、所要人員、備品購入に係る財政支援措置の充実を図ること。
- (5) ペットボトルについては、市町村の分別収集量と再商品化量と

の乖離が生じ、市町村の保管に係る負担が増大していることから、再商品化施設の整備促進を図るなど必要な措置を早急に講じること。

(6) 国、市町村、指定法人及び事業者の意見交換・調整の場を設けること。

(7) 家電リサイクル法について、市町村の意見を尊重の上、市町村に過大な負担が生じないように必要な措置を図ること。

4 . 産業廃棄物について

(1) 産業廃棄物処理施設の安全性及び災害防止対策に関する施設基準等の強化を図ること。

(2) 生活環境保全上、支障があると認められる地域における産業廃棄物処理施設の立地制限などの措置を講じること。

(3) 産業廃棄物の適正な処理をするために自治体が出資または経営に参画する産業廃棄物処理施設への財政支援措置の充実を図るとともに、一般廃棄物処理と同様に公的機関が関与できる施策を確立すること。

以上要望する。

国民健康保険に関する要望

国民健康保険制度については、医療費の増高が続く中で、最近の雇用情勢を受けて国保への加入者が増加し、その運営は一段と厳しくなっている。よって、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1. 医療保険制度の抜本改革について

- (1) 医療保険制度の抜本改革を早急に行い、給付と負担の公平化を図り、国民皆保険制度を維持していくため、高齢者を含むすべての国民を対象とした医療保険制度への一本化を図るとともに、その運営は国の責任において行うものとする。
- (2) 診療報酬体系、薬価基準制度の見直し及び医療費適正化対策の推進を図ること。

2. 平成 12 年度国保関係予算及び財政運営について

- (1) 国保運営の困難な状況及び介護保険制度の実施を踏まえ、平成 12 年度国保関係予算の所要額を確保すること。
- (2) 診療報酬改定にあたっては、医療保険を取り巻く厳しい状況を十分に踏まえ慎重に検討すること。
- (3) 薬剤別途負担の廃止については、医療保険及び地方自治体の財政に影響を生じることがないように、必要な財政措置を講じること。

- (4) 国保財政安定化支援事業など国保財政の安定的運営のため、必要な施策の推進を図ること。
- (5) 保険料(税)負担の平準化を推進するとともに、低所得者の負担増とならないよう配慮すること。
- (6) 保険料(税)収納割合による普通調整交付金の減額算定基準について、その緩和を図ること。

3. 介護保険制度実施への影響対策について

- (1) 介護保険制度の実施に伴い、介護保険 2 号保険料徴収により保険料(税)収納率がさらに低下し、国保運営が一層困難になることが懸念されるので、十分な財政措置を講じること。
- (2) 国民健康保険における保険料(税)賦課限度額については、医療保険料相当分と介護保険料相当分とを別個に設定する方針とされているが、その水準については実態を踏まえ、それぞれ適切に設定すること。

4. 老人保健医療費拠出金について

- (1) 老人保健制度について、老人保健医療費拠出金の算定における老人加入率の上限を撤廃すること。
- (2) 老人保健医療費拠出金について、国保保険者に対し早期に提示すること。

5. 被保険者の資格得喪失等について

- (1) 年金被保険者の資格得喪情報を国保保険者においても利用で

きるよう制度化を図るとともに、被保険者の資格喪失について、被用者保険者から国保保険者への通知義務の制度化についても検討を行うこと。

- (2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことによる過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるようにするなど簡素化を図ること。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．社会福祉施設の整備を促進するため、所要の予算額を確保するとともに、財政措置の充実を図ること。
- 2．老人保健福祉について
 - (1) 市町村老人保健福祉計画に沿って保健福祉施策の積極的な展開を図ることとし、介護保険事業計画の円滑な実施のためにも、サービス供給体制の整備に対する必要な財政措置を行うこと。
 - (2) 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の個室化を推進するなど、施設及び設備整備に対する予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
 - (3) ショートステイ事業、デイサービス事業等在宅福祉サービス施策の充実を図ること。
 - (4) 看護婦・保健婦・介護福祉士等の人材の養成・確保対策を推進するとともに、財政措置の充実を図ること。
 - (5) 高齢者の社会参加を支援する生きがい対策を推進すること。
 - (6) 病院と養護老人ホームを併設する場合に玄関等が共用できるよう配慮すること。
 - (7) 健康診査等老人保健事業に係る補助単価の改善及び補助制度

の充実を図ること。

また、一般財源化されたがん検診事業については、適切な財政措置を図ること。

(8) 乳がん、肺がん、子宮がんの検診については、検診体制の見直しを含め、適切な検査法を早急に確立すること。

(9) 高齢者住宅整備資金貸付制度について、貸付要件の緩和を図ること。

(10) 臨時福祉特別給付金の支給を実施する場合には、市町村事務の簡素化と負担の軽減が図られるよう、所要の措置を行うこと。

3. 児童福祉について

(1) 少子化対策の充実・強化を図るため、エンゼルプランをはじめとした子育て及び仕事との両立支援施策を総合的・計画的に推進することとし、所要の予算額を確保すること。

また、本年度末で終了する緊急保育対策等 5 か年事業に代わる新たな保育対策促進事業を策定すること。

(2) 障害児保育事業における助成対象児童の拡大を図るなど、特別保育事業の補助制度を充実すること。

(3) 保育所等の児童福祉施設の老朽化対策など、施設整備に対する財政支援措置を充実すること。

(4) 保育所に係る費用徴収基準について、低所得者に配慮した見直しを図るとともに、保育所の職員配置基準の改善を図ること。

- (5) 保育所と幼稚園の一元化促進のための財政支援措置の充実を図ること。
- (6) 放課後児童健全育成事業について、地域の実情に即した運営が可能となるよう、運営費及び施設整備費に対する財政措置の充実を図るとともに、障害児に対する指導員の配置について実情に見合った基準とすること。
- (7) 子育てに伴う負担の軽減を図るため、父子家庭対策を充実すること。
- (8) 児童手当に係る支給年齢、支給額の引上げ及び所得制限の見直し等制度の充実を図ること。
- (9) 児童扶養手当に係る所得制限等の見直しを行うこと。
また、児童扶養手当に係る事務の権限委譲に伴う、事務費・システム開発費等に要する経費について、十分な財政措置を行うこと。
- (10) 働く女性を支援するため、育児休業制度及びファミリーサポートセンター事業の充実をはじめ、就労環境の整備を図ること。

4 . 障害者福祉について

- (1) 障害者プランに沿った障害者福祉施策の積極的な展開を図るとともに、市町村障害者計画の実施に対する十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 障害者小規模作業所に対する助成措置を充実するとともに、

同作業所が法定施設になるための要件を緩和すること。また、重症心身障害者（児）通所施設を法定化するとともに、財政支援措置を充実すること。

(3) 重度、重複障害者への的確な対応のため、措置費の加算制度を充実すること。

(4) 重度身体障害児への訪問入浴サービス制度を創設すること。

また、重度障害児・者日常生活用具給付等事業の対象用具の拡充を図るとともに、実態に即した補助基準額に改定するなど負担の軽減を図ること。

(5) 精神障害者に対する公共交通機関の運賃等の割引制度を設けるよう関係機関へ要請すること。

(6) 肢体不自由者及び身体機能障害者の日常生活動作を介助する介助犬について、法定化等の必要な措置について検討を行うこと。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・増進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．市町村保健センター施設整備に係る所要の予算を確保すること。
- 2．保健婦、栄養士等の人材の養成・確保対策を促進すること。
- 3．母子保健事業については、地方への負担転嫁とならないよう適切な財政措置を講ずること。
- 4．乳幼児医療費等について必要な財政支援措置を行うこと。
- 5．特定疾患治療研究事業の充実を図ること。
- 6．病院事業債の元利償還金に対する普通交付税による財政援措置を継続すること。
- 7．結核医療施設整備に係る所要の予算を確保すること。
- 8．従前に市町村が伝染病予防法に基づき設置した伝染病隔離病舎建設に係る地方債について適切な措置を行うこと。
- 9．インフルエンザの予防及び治療に関する調査・研究を一層促進し、インフルエンザワクチンを予防接種法に基づく予防接種対象とするよう検討すること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営と充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．国民年金について老後の所得保障という観点に配慮し抜本改革を行うこと。
- 2．社会保険事務所保有データをオンラインにより市町村に提供する仕組みを構築すること。
- 3．無年金者の救済・発生防止のため改善措置及び外国籍の無年金者等に対する救済措置を行うこと。
- 4．国民年金に障害基礎年金 3 級を創設するとともに、支給対象とならない障害者の保険料支払い軽減化を図ること。

以上要望する。

生活環境の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．環境ホルモンの影響に関する実態調査・試験研究の一層の促進を図り、その情報提供に努めるとともに、適切な対応策を講じること。
- 2．窒素酸化物等による大気汚染の改善を図るため、自動車 NOX 法に則った車種規制の確実な実施、ディーゼル車等に対する排出ガス規制の長期目標の早期実現、低公害車の普及促進等、自動車公害対策の充実強化を図ること。
- 3．水道事業の健全性確保について
 - (1) 水道施設整備予算の確保を図るとともに、補助制度の充実を図ること。
 - (2) 水道事業に係る地方債について、政府資金等良質資金の枠を拡大するとともに、利率の引下げ、償還年限の延長等、発行条件の改善を図ること。
 - (3) 高料金対策借換債の対象要件の緩和を一層促進し、その枠を大幅に拡大するとともに、政府資金についても対象とすること。
 - (4) 政府資金及び公営企業金融公庫資金の繰上償還については、平成 12 年度も引き続き措置するとともに、その対象となる団体の条件を大幅に緩和すること。

(5) 水道管路近代化推進事業のうち石綿セメント管更新事業について、平成 10 年度第 3 次補正予算限りの措置として行われた補助採択条件の緩和を平成 12 年度以降も実施するとともに、管路近代化事業について補助制度の充実を図ること。

(6) クリプトスポリジウム対策として高度浄水施設整備事業に係る補助制度の充実を図ること。

(7) 浄水場施設が老朽化し、更新する際の財政支援措置の充実を図ること。

4. 合併処理浄化槽設置整備事業について

(1) 合併処理浄化槽設置整備事業にかかる所要の予算を確保するとともに、補助制度の充実を図ること。

(2) 処理水放流先の確保について関係省庁間で調整を図ること。

5. 公害防止計画における地域指定の期限切れとなる地域について、その延長を図ること。

6. 新幹線鉄道騒音や振動被害から沿線の生活環境を保全するため、実態調査を実施し、音源対策、振動対策など必要な対策を講じること。

7. 火葬場・斎場の施設整備及び周辺整備を図るため、財政支援措置の充実を図ること。

8. 閉鎖系水域等における水質浄化対策を充実すること。

以上要望する。

公立学校の施設整備に関する要望

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．公立学校の整備予算について、必要事業量を確保するとともに、補助単価の改善等補助制度の充実を図ること。
- 2．大規模改造事業などについて、必要事業量を確保するとともに、制度の充実を図ること。
- 3．屋外教育環境整備事業について事業量を確保すること。
- 4．学校給食施設の衛生管理を推進するため、ドライシステム化推進事業及び衛生管理強化事業に係る財政措置の充実を図ること。
- 5．廃校になった学校施設の転用にあたり、財産処分の要件を緩和すること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1 . 少人数教育を促進するため、地域や学校の実情を考慮しつつ、第 6 次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を着実に推進すること。

また、新たな「教職員配置改善計画」を早急に策定すること。

- 2 . 中学校における免許外教科担当教諭の解消を促進するとともに、学校図書館司書教諭の配置の促進を図ること。
- 3 . 複式学級、特殊学級の学級編制基準の改善を図ること。
- 4 . ティームティーチングの拡充など少人数教育の推進を図ること。
- 5 . 義務教育諸学校における教職員の給与費について、現行の国庫負担制度を堅持すること。
- 6 . いじめの根絶、登校拒否対策及び学校の管理運営のため、教員研修の充実、スクールカウンセラーの配置促進、心の教室相談員の相談日数増加、外部人材の登用等を図ること。
- 7 . 教育用コンピュータソフトウェア及びインターネット等の整備など、教育の情報化の推進を図ること。
- 8 . 教材費に対する財政措置の充実を図ること。
- 9 . 幼稚園の運営及び施設・設備整備に対する財政措置の充実を図る

こと。

10．幼稚園と保育所の一元化促進のための財政支援措置の充実を図ること。

11．私立高等学校に対する財政措置の充実を図ること。

12．義務教育諸学校等において児童、生徒または幼児の教育に供しているテレビの NHK 放送受信料免除措置を継続すること。

以上要望する。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．史跡等公有化助成事業に係る所要の予算額を確保すること。
- 2．埋蔵文化財発掘調査事業に係る財政措置の充実を図ること。

以上要望する。

同和(地域改善)対策に関する要望

同和問題の早期解決を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．同和問題の早期解決を図るため、地方財政負担の軽減を図るべく必要かつ十分な予算措置を講ずること。

2．啓発活動の強化について

(1) 同和問題に関する正しい理解と認識を深め、人権を尊重する思想の徹底を図る観点から、国民に対するなお一層効果的な啓発活動を推進するとともに、地方自治体が実施する啓発事業について十分な財政措置を図ること。

(2) 就職の機会均等を阻害する差別事象が今なお跡を絶たない現状にあることから、雇用主に対する指導・啓発事業を積極的に推進すること。

3．就労対策等の推進について

(1) 不安定就労の割合が高い中高年齢者や障害者に配慮し、同和地区住民の就業対策を積極的に進めること。

(2) 公共職業安定所における職業相談員の確保と職業相談指導体制の強化を図ること。

(3) 同和地区の生活基盤となっている地域産業が自立し得るよう、適切な施策を講ずること。

4 . 学校教育の充実について

- (1) 高等学校等進学奨学資金制度の継続及び返還免除基準の拡大など、高等学校等進学奨励費補助事業について必要な措置を図ること。
- (2) 同和地区を有する小中学校の児童・生徒の学力向上に資するため、第 6 次教職員配置改善計画における同和加配の改善を円滑に実施すること。

5 . 住宅に係る緩和措置について

- (1) 改良住宅の譲渡については、入居者の自立意欲の向上等を図る観点から、その早期実施が図られるよう、譲渡価格算定基準の根本的な見直しなど譲渡要件の緩和を図ること。
- (2) 公営住宅法改正により、地域改善向住宅の家賃の設定方法も変更されたが、地域の実状に応じた弾力的な運用が図られるよう検討すること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．第 8 次下水道整備七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度下水道整備関係予算(特別枠・重点化枠を含む)を確保すること。

特に、普及の遅れている自治体の下水道整備を積極的に促進すること。

2．補助対象範囲を拡大するなど、国庫補助制度の拡充を図ること。

3．下水道事業債については、政府資金等を確保するとともに、償還期限の延長及び起債対象範囲の拡大等、貸付条件及び借換要件を緩和すること。

また、元利償還金の地方交付税算入率を引き上げること。

4．下水道整備関係予算の効率的・効果的執行と透明性の向上を図るため、事業評価の実施を推進すること。

以上要望する。

道路・街路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路及び街路の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1. 新道路整備五箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度道路関係予算（特別枠、重点化枠を含む）及び地方道路特定財源を確保すること。
2. 幹線道路網の整備について
 - (1) 高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の幹線道路網の整備促進を図るため、必要な国費・事業費を確保するとともに、整備の遅れている地域の路線に重点を置き、早期に事業着工・完成を図ること。
 - (2) 交通拠点へのアクセス道路及び都市の環状道路等の整備を促進し、道路ネットワークの強化を図るとともに、交通需要マネジメント（TDM）施策を強力に推進すること。
 - (3) 地域一体振興整備事業等により、道路と広域物流拠点の一体的な整備を促進し、国庫補助制度の拡充を図ること。
 - (4) 高速自動車国道など有料道路の整備にあたっては、現行の全国料金プール制度を堅持するとともに、料金の適正化を図ること。
3. 街路事業（土地区画整理・市街地再開発等を含む）に必要な国費・

事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

また、土地区画整理事業を円滑に推進するため、税制上の優遇措置を拡充すること。

4．災害に強い国土構造を形成するため、道路防災対策の促進と代替性の高い道路ネットワークの整備を推進すること。

5．地域の振興、生活環境の向上等に資するため、緊急地方道路整備事業の推進に必要な国費・事業費を確保するとともに、起債措置の拡充を図ること。

6．切れ目ない事業執行を可能とするため、新積雪寒冷特別地域道路交通確保 5 箇年計画等の着実な推進を図り、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

7．沿道の生活環境保全のため、植樹帯や遮音壁、低騒音舗装等の設置を推進すること。

8．道路関係予算の効率的・効果的執行と透明性の向上を図るため、事業評価の実施を推進すること。

以上要望する。

都市公園等の整備促進に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1 . 第 6 次都市公園等整備 7 箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度都市公園等関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保すること。
- 2 . 街区公園や近隣公園などの小規模公園の建設を促進するため、国庫補助制度の拡充を図ること。
- 3 . 都市における緑地の保全を図るため、平成 12 年度緑地保全事業等関係予算を確保すること。

また、緑地保全のための制度を拡充し、相続、土地譲渡等に対する税制上の優遇措置の充実を図ること。

- 4 . 生産緑地法第 10 条に基づく生産緑地買取りに対する助成措置を講ずるとともに、都市開発資金貸付制度の充実を図ること。

また、都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間との整合を図ること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．第 9 次治水事業七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度治水事業関係予算（特別枠・重点化枠を含む）を確保すること。
- 2．第 4 次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度急傾斜地崩壊対策事業関係予算（特別枠・重点化枠を含む）を確保すること。
- 3．河川改修事業の推進及び調整池等の整備促進に必要な関係予算を確保すること。
- 4．準用河川改修事業に係る国庫補助制度及び地方債措置の拡充を図ること。
- 5．河川・湖沼における水質保全を推進し、安定した水資源を確保すること。
- 6．地域特有の自然・歴史・文化と河川・湖沼の特性が調和した交流拠点を創出するため、水辺空間の整備を推進すること。
- 7．総合的な土砂災害対策の基本方針を早期に策定し、法的措置を図るとともに、必要な国費・事業費を確保すること。
- 8．第 6 次海岸事業七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度

海岸事業関係予算（特別枠・重点化枠を含む）を確保すること。

9．砂防指定地の申請に係る事務の簡素合理化を推進するとともに、必要な財政措置を図ること。

10．海岸管理に係る費用について地方交付税措置を図るとともに、大規模漂着流木等の処理対策事業及び白砂青松の創出事業を創設し、必要な国費・事業費を確保すること。

以上要望する。

公営住宅に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．公営住宅の整備促進を図るため、平成 12 年度公営住宅関係予算（特別枠、重点化枠）を確保すること。
- 2．公営住宅法改正に伴う家賃収入減収に対し適切な財政措置を図ること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の健全な発展と長期的安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．食料・農業・農村基本法に基づく施策の推進について

- (1) 国内農業生産の増大を図るため、効果的な食料自給率の目標を設定するとともに、その向上を図ること。
- (2) 農業の持続的発展のため、優良農地の確保を図るとともに、農業生産基盤整備事業の充実及び関係予算の確保を図ること。
- (3) 農業経営の体質強化のため、後継者の育成・確保対策及び新規就農者への支援対策の充実を図ること。

2．ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策をはじめとする平成 12 年度農林水産関係予算(特別枠、重点化枠を含む)を確保すること。

3．中山間地域等直接支払制度について

- (1) 中山間地域等直接支払制度は、農業政策の根幹や中山間地域等の持つ公益的機能の維持という国土政策の基本的課題に関わるものであることに鑑み、その財政支出について全額国の負担とすること。
- (2) 実施にあたっては、国・都道府県・市町村の役割分担を明らかにするとともに、市町村の事務負担の軽減を図ること。
- (3) 対象農地の指定については、国において明確な基準を示すこと。

- 4．次期W T O 農業交渉にあたっては、農業の多面的機能や食料安全保障の重要性、さらには国内の農業政策の円滑な実施に配慮するとともに、輸出入国の権利義務のバランスを確保すること。
- 5．農地・農業用施設等における災害発生を未然に防止するため、農地防災対策事業等防災対策の推進を図ること。
- 6．米の安定供給及び価格安定のため、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」に基づく諸施策を円滑に推進するとともに、必要な助成金等関係予算を確保すること。

また、生産調整の着実な実施を図るため、生産者、農業団体、行政が一体となった取組みを推進するとともに、事務の簡素合理化を図ること。
- 7．米消費拡大の推進を図るため、学校給食米に対する支援措置を充実すること。
- 8．農業公園等農業への理解を深めるための各種施策に対する税財政措置を拡充すること。
- 9．農業・漁業集落排水事業を推進するため、関係予算を確保すること。
- 10．食品の安全性を確保するため、輸入食品を含めた食品表示の適正化を図ること。

また、遺伝子組換え食品については、食品の安全性に関する情報を公開するとともに、表示の義務づけを図ること。

- 11．肥料取締法における特殊肥料の届け出にあたっては、保管施設
所在市町村長の意見を聞く仕組みにすること。
- 12．松くい虫の被害を防止し、松林の保全を図るため、強力な防除
対策を講ずるとともに、平成 12 年度松くい虫防除対策関係予算を
確保すること。
- 13．水産業を取り巻く社会経済情勢の変化と新たな海洋秩序に対応
した諸施策を積極的に推進するため、早期に漁業基本法を制定する
とともに、平成 12 年度水産関係予算（特別枠、重点化枠を含む）
を確保すること。

以上要望する。

公共事業用地の確保等に関する要望

公共事業の円滑な推進を図るため、公共用地の確保に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．公共事業用地及び代替地の取得に係る譲渡所得の特別控除額の引上げなど、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2．公共事業の円滑な推進及び良好な生活環境の保全を図るため、建設残土処分場用地の確保等に係る助成措置を拡充すること。

また、建設残土等の再利用の促進を図ること。

- 3．市及び土地開発公社保有地の処分について、民間への売却を含め、柔軟に対応できるよう制度の改善等を図ること。

以上要望する。

運輸・交通対策に関する要望

運輸・交通対策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．港湾・海岸の整備促進を図るため、平成 12 年度港湾・海岸関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保し、港湾整備七箇年計画及び海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

2．整備新幹線について

(1) 整備新幹線の建設促進を図るため、平成 12 年度建設費関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の調査を実施し、早期着工を図ること。

(2) 建設に伴う地域の財政負担について適切な措置を講ずること。

(3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備促進を図ること。

(4) 経営分離後の並行在来線の経営安定化策を図ること。

3．軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の早期実用化を推進すること。

4．主要幹線鉄道、都市鉄道的高速化、複線化、路線延長及び地方鉄道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。

また、鉄道や道路の立体交差化等の整備促進に必要な予算を確保

すること。

なお、鉄道整備のための出資債の元利償還金について、地方交付税の基準財政需要額に算入すること。

5．高齢者・障害者等が駅を利用する際の負担を軽減するエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー化施設の整備を推進するため、鉄道事業者に対する指導、助成措置等の強化を図ること。

6．第 7 次空港整備七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度空港関係予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保するとともに、地域拠点空港及び地方空港の整備等の促進を図ること。

7．地方バス路線について

(1) 地域住民の生活に密着した地方バスの運行を維持するための補助制度を拡充すること。

(2) 需給調整規制の廃止に伴い、生活路線として必要な不採算路線の確保に対する公的助成（バスに替る乗合タクシー、コミュニティバス等を含む）に対する地方負担について十分な財政措置を講ずること。

(3) 需給調整規制の廃止に伴う路線バスの退出入については、地域の意見を十分考慮し、慎重に検討すること。

8．ノンステップバスについて

(1) ノンステップバス導入に係る補助制度を拡充すること。

(2) ノンステップバスの一層の低価格化を推進するため、バス製

造業者に対する支援措置を図ること。

- 9 . 第 6 次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画を着実に推進するため、平成 12 年度関係予算を確保すること。

なお、交通事故防止対策として、四輪車による前照灯の昼間点灯走行の義務付けを図ること。

- 10 . 自転車駐車場及び自動車駐車場の整備を促進するため、補助制度等を拡充するとともに、税制上の特例措置の延長及び拡充を図ること。

また、違法駐車対策を強力に推進すること。

- 11 . 観光産業の振興を図るため、観光大学を設立し、地域の活性化を担う人材育成の推進を図ること。

以上要望する。

地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1．経済の活性化を図る各種施策の実施にあたっては、地方への過大な財政負担とならないよう十分な財政支援措置を講じること。

2．中心市街地活性化対策について

(1) 中心市街地活性化対策を強力に推進するため、平成 12 年度中心市街地活性化対策関連予算（特別枠、重点化枠を含む）を確保するとともに、地方自治体等に対する総合的、効率的支援策を推進すること。

(2) 市町村が策定した基本計画に基づく事業の実施、タウン・マネージメント機関(TMO)等への支援策に対して十分な財政措置を行うこと。

(3) 中心市街地活性化法による基本計画に基づき、市街地再開発事業の施設建設の一部として、地域交流センターを整備、取得するための国庫補助制度を延長すること。

また、中心市街地のストックの活用を図るため、都市計画法における用途制限の容積率を緩和すること。

(4) 中心市街地における事業継承者への税制上の優遇措置を講じること。

(5) T M O ・ 第三セクター等の施設整備及び運営事業所得に対する
税制上の特例措置を拡充すること。

3 . 放棄自動車を防止するため、回収制度の導入などにより製造業者
等の責任を明確にするとともに、廃車に係る各種法制度の整備を
図ること。

4 . 中小・中堅企業の経営基盤の安定・強化を図るため、融資制度等
の支援措置を充実すること。

特に、中小企業金融安定化特別保証制度については、平成 12 年
4 月以降も新たな保証枠で継続すること。

また、商店街振興のため、地域の自主性に基づき商店街振興組合
を設立できるよう法改正を図ること。

5 . 日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を継承して発足した日
本政策投資銀行においても、地域経済の自立的発展に必要な良質な
資金の確保と出融資機能の充実等を図ること。

6 . 公益事業の振興及び地方財政の健全化に資するため、日本自転車
振興会及び自転車競技会に対する交付金の見直しを図ること。

7 . P F I を活用した公共施設の整備を推進するため、必要な支援措
置を図ること。

以上要望する。